

平成27年3月31日

杉並区経理課

入札金額の内訳書の提出について

「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」の改正により、公共工事の入札に係る申し込みの際に、平成27年4月1日から、入札金額の内訳書を提出することが義務付けられました。

つきましては、杉並区においては、以下のとおり取り扱うこととしたので、お知らせいたします。

1 対象案件

区が一般競争入札又は指名競争入札により実施する全ての工事

2 添付方法

電子入札の「入札書」の画面において、内訳書を添付してください。

添付できるファイルは、エクセル、ワード及びPDFのみとなります。

内訳書は、別添の様式をご使用ください。

添付は、初回の入札のみとします。

3 入札の無効

次のいずれかに該当する場合は、入札を無効とします。

- (1) 内訳書が未提出又は白紙の場合
- (2) 内訳書と関係のない書類が提出された場合
- (3) 他の工事の内訳書が提出された場合
- (4) 入札書と内訳書記載の金額が不一致の場合
- (5) 内訳書に提出者の記名がない場合
- (6) 当該工事に対応する内訳書が特定できない場合
- (7) 他の入札参加者が作成した内訳書の全部又は一部を使用していると認められる場合
- (8) 総額の記載のみで内訳の記載が全くない場合
- (9) 工事件名に誤りがある場合（誤字、脱字等の軽微な不備の場合は除く）
- (10) 提出者名に誤りがある場合（誤字、脱字等の軽微な不備の場合は除く）
- (11) 計算が整合しない場合

4 その他

落札者に求めている詳細な内訳書の提出は、平成27年4月1日以降も従前どおり実施します。